

令和6年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

1 公表の趣旨

県は、平成30年度から、国民健康保険制度における財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行うこととなっている。今般、令和6年度の算定を行ったので公表するものである。

2 納付金算定の概況

保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引き、県全体の納付金額を算出した。

- 保険給付費等 686億円（対R5算定比：▲2.8%）
- 公 費 等 496億円（対R5算定比：▲3.0%）
- 納付金総額 190億円（対R5算定比：▲2.3%）

3 一人当たり納付金額等

- 一人当たり納付金額 148,671円（対R5算定比：5.2%）
- 一人当たり標準保険料額 126,914円（対R5算定比：6.1%）

市町村ごとにみた場合、納付金の配分による影響（医療費指数や所得水準等）のほか、市町村個別の保健事業等の事業費及び公費の状況による影響なども含まれるため、増減率に差が生じる。

なお、国暫定措置等による激変緩和措置が令和5年度までで終了したことから、県国民健康保健財政安定化基金及び県繰入金を活用し、被保険者の保険料負担への影響の緩和を図った。

4 参考

今後、県が示す標準保険料率を参考にして、市町村が保険料率を決定することとなる。

一人当たり納付金額及び標準保険料額

1. 一人当たり納付金額

保険者名	令和5年度 円	令和6年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	142,144	148,811	6,667	4.7%
鳴門市	151,003	156,517	5,514	3.7%
小松島市	142,615	153,578	10,963	7.7%
阿南市	143,335	151,783	8,448	5.9%
勝浦町	141,826	153,466	11,640	8.2%
上勝町	128,551	138,094	9,543	7.4%
佐那河内村	134,875	145,570	10,695	7.9%
石井町	141,063	149,378	8,315	5.9%
神山町	131,313	136,593	5,280	4.0%
牟岐町	144,872	149,692	4,820	3.3%
松茂町	150,857	163,501	12,644	8.4%
北島町	134,027	143,851	9,824	7.3%
藍住町	140,943	147,299	6,356	4.5%
板野町	156,524	160,287	3,763	2.4%
上板町	130,311	139,506	9,195	7.1%
吉野川市	134,420	136,594	2,174	1.6%
阿波市	131,822	139,490	7,668	5.8%
美馬市	139,197	148,603	9,406	6.8%
三好市	144,903	153,040	8,137	5.6%
つるぎ町	130,534	139,170	8,636	6.6%
那賀町	116,820	125,537	8,717	7.5%
東みよし町	140,476	144,898	4,422	3.1%
美波町	144,294	152,186	7,892	5.5%
海陽町	140,905	152,510	11,605	8.2%
県平均	141,381	148,671	7,290	5.2%

※ 一般被保険者分について算出。

2. 一人当たり標準保険料額

保険者名	令和5年度 円	令和6年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	124,826	129,715	4,889	3.9%
鳴門市	132,430	137,711	5,281	4.0%
小松島市	113,505	123,491	9,986	8.8%
阿南市	121,830	130,221	8,391	6.9%
勝浦町	127,312	143,116	15,804	12.4%
上勝町	113,026	126,072	13,046	11.5%
佐那河内村	111,170	111,646	476	0.4%
石井町	114,562	125,856	11,294	9.9%
神山町	98,017	107,637	9,620	9.8%
牟岐町	114,167	115,462	1,295	1.1%
松茂町	133,000	149,447	16,447	12.4%
北島町	117,827	124,258	6,431	5.5%
藍住町	123,067	128,979	5,912	4.8%
板野町	137,549	136,198	▲ 1,351	▲ 1.0%
上板町	101,318	113,289	11,971	11.8%
吉野川市	110,629	115,475	4,846	4.4%
阿波市	115,337	126,193	10,856	9.4%
美馬市	110,543	124,406	13,863	12.5%
三好市	107,841	118,458	10,617	9.8%
つるぎ町	87,010	91,663	4,653	5.3%
那賀町	90,395	104,706	14,311	15.8%
東みよし町	112,694	116,102	3,408	3.0%
美波町	108,639	114,944	6,305	5.8%
海陽町	108,296	118,990	10,694	9.9%
県平均	119,664	126,914	7,250	6.1%

※ 法定の保険料軽減分を減算する前の額で比較。

令和6年度 標準保険料率の算定結果

①都道府県標準保険料率

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
%	円	%	円	%	円
8.12	49,502	3.09	18,344	2.66	19,326

①都道府県標準保険料率〔2方式〕

全国統一の算定基準による本県の保険料率の標準的な水準

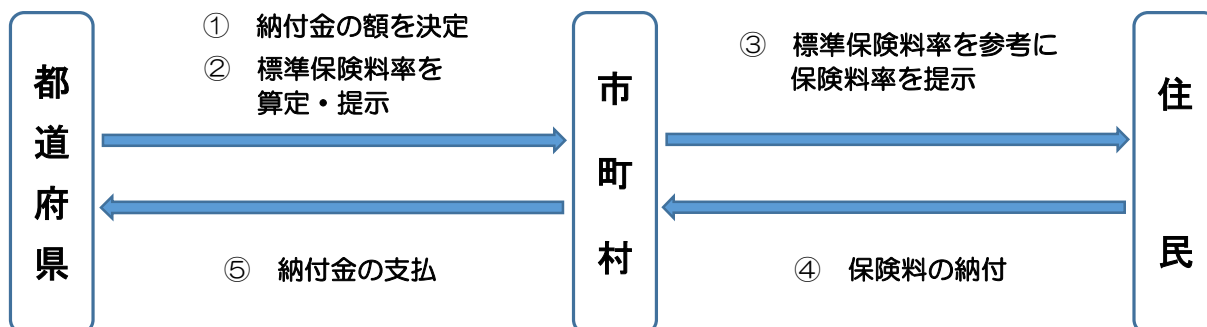
②市町村標準保険料率〔3方式〕

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率

保険者名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
	%	円	円	%	円	円	%	円	円
徳島市	8.10	35,022	22,936	3.09	13,096	8,576	2.64	13,810	6,787
鳴門市	8.11	35,041	22,949	3.04	12,880	8,435	2.58	13,477	6,624
小松島市	8.01	34,598	22,658	3.03	12,852	8,417	2.56	13,365	6,569
阿南市	8.22	35,524	23,265	2.99	12,684	8,307	2.57	13,432	6,602
勝浦町	8.23	35,572	23,296	3.08	13,053	8,548	2.56	13,384	6,578
上勝町	7.41	32,035	20,980	3.04	12,883	8,437	2.48	12,940	6,360
佐那河内村	6.13	26,495	17,352	2.98	12,632	8,273	2.52	13,172	6,474
石井町	7.76	33,530	21,959	3.01	12,741	8,344	2.54	13,295	6,535
神山町	6.96	30,095	19,709	2.88	12,214	7,999	2.51	13,106	6,441
牟岐町	7.00	30,244	19,806	2.91	12,327	8,073	2.54	13,269	6,522
松茂町	8.75	37,832	24,776	3.08	13,051	8,547	2.64	13,787	6,776
北島町	7.22	31,183	20,422	3.04	12,862	8,423	2.56	13,369	6,571
藍住町	7.96	34,390	22,522	3.03	12,847	8,413	2.61	13,648	6,708
板野町	8.14	35,160	23,026	2.94	12,446	8,151	2.50	13,047	6,413
上板町	7.33	31,679	20,746	3.07	13,003	8,516	2.63	13,746	6,756
吉野川市	7.81	33,760	22,109	3.01	12,731	8,338	2.56	13,390	6,581
阿波市	8.94	38,634	25,301	3.04	12,865	8,425	2.62	13,676	6,722
美馬市	8.54	36,913	24,174	2.91	12,310	8,062	2.53	13,215	6,495
三好市	8.17	35,310	23,125	2.97	12,573	8,234	2.50	13,061	6,419
つるぎ町	5.98	25,862	16,937	2.86	12,097	7,922	2.53	13,196	6,486
那賀町	6.31	27,262	17,854	2.97	12,574	8,234	2.53	13,233	6,504
東みよし町	7.51	32,465	21,261	2.92	12,384	8,110	2.24	11,720	5,760
美波町	7.16	30,930	20,256	3.03	12,848	8,414	2.58	13,472	6,622
海陽町	7.47	32,263	21,129	2.93	12,411	8,128	2.61	13,656	6,712

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

※医療分の場合

納付金総額の算定

- 医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割(被保険者数・世帯数のシェア)と応能割(所得総額のシェア)により配分する。その比率は、県の所得水準に応じて設定する。
- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。

(※)市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

③ 市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定する。